

■子ども医療費受給資格者証の変更について

児童家庭課（内線3614）

浦添市が独自で実施していた、市内医療機関を対象とした自動償還制度が、4月受診日より県統一の自動償還制度へ移行となります。制度移行に伴い、受給資格者証が現在のうぐいす色からオレンジ色へ変更になります。県内の指定された医療機関を受診した場合に、新受給資格者証を医療機関窓口にて提示すると、浦添市窓口へ申請に来なくても保護者口座へ自動的に助成金が振り込まれます。旧受給資格者証（うぐいす色）をお持ちの方は、3月下旬に対象児童の保護者に新受給資格者証（オレンジ色）を送付します。

対象年齢は通院分で0歳から3歳（4歳の誕生日の前日が属する月の末日まで）です。

詳細につきましてはホームページ及び送付される新受給資格者証同封のパンフレットをご覧ください。

■各種相談窓口のご案内

市民相談室・消費生活相談室 ☎85115059

各種相談無料。秘密は厳守します。場所

・市民相談室（市役所1階）
・人権相談（ハーモニーセンタ―）

【各種相談】

●市民相談
内容 市民生活に関わる市民の一般相談および市行政に対する意見や要望、苦情など。
日時 平日9時～17時

●法律相談（要予約）
内容 市民生活に関わる諸々の法律相談。

日時 弁護士相談は毎週火曜日、司法書士相談は毎週水曜日、ともに14時～16時30分

●行政相談

内容 行政機関等の業務に関する相談。

日時 毎週木曜日（第5週木曜日を除く）、14時～16時

●消費生活相談

日時 毎週月・水・金曜日、10時～16時

●人権相談

日時 毎月第1木曜日、10時～16時

※各種相談窓口は12時～13時、祝日は休みとなります。

■バイク・軽自動車の手続きはお済ですか？

市民税課

（内線2211・2212）

内容
①軽自動車税は毎年4月1日現在でバイク・軽自動車を所有している方に納税義務があります。登録・名義変更・抹消等の手続はお早めに。

②原付バイク（125cc以下）の手続に必要な書類

●新規登録

販売証明書、名義人の印鑑、自賠責保険証明書

●名義変更（浦添市ナンバー）
標識交付証明書、新・旧両方の名義人の印鑑、自賠責保険証明書

●名義変更（他市ナンバー）
標識交付証明書、新・旧両方の名義人の印鑑、ナンバープレート、自賠責保険証明書

●抹消（廃車）

標識交付証明書、ナンバープレート、名義人の印鑑

また、引越しをした場合にも手続が必要になります。車種によって窓口が異なります。受付場所、問い合わせ先は左記のとおりです。必要書類等を事前にご確認ください。

各種受付場所・問い合わせ

●浦添市役所市民税課庶務係

☎87611234
（内線2211・2212）
・原動機付自転車（50cc～125cc）、小型特殊自動車、ミニカー

●全国軽自動車協会連合会沖縄事務所（コールセンター）

☎050381613126
・軽二輪（126cc～250cc）、軽自動車

●陸運事務所

☎050554012091

・二輪の小型自動車（251cc以上）

■自立相談支援センター（仮称）を開設します

保護課（内線3521）

内容 生活が苦しい・仕事が見つからない・家賃が払えない・将来が不安・子どもの教育など日常の様々な問題に専門のスタッフがご相談に乗ります。

開設日 4月1日（水）から。

受付時間 平日8時30分～17時15分※祝日や閉庁日除く。

場所 市役所1階（ハローワーク隣）

対象 市内在住で経済的に困りの方※生活保護を受けている方を除く。

費用 無料

必要 身分証明書

※窓口に来られない場合には相談員が訪問することもできます。不安や心配がある方は一人で悩まず、気軽にご相談ください。

■引越しのごみの出し方は通常通りです

環境保全課（内線3212）

浦添市のごみ収集は、「燃えるごみ」は週2回、「燃えないごみ」は月2回、「資源ごみ」・「粗大ごみ」は週1回の収集となっています。引越などで臨時的にごみが出る

場合も、通常のごみ収集日に合わせて収集することになりますので、計画的に出すようお願いいたします。

燃えるごみ・燃えないごみ

市の指定ごみ袋に入れ、指定収集日に合わせて出してください。袋の数が20袋を越える場合は環境保全課まで連絡をお願いいたします。

資源ごみ

紙類（新聞紙、雑誌、ダンボール等）や容器類（ビン、缶、ペットボトル等）は資源ごみです。これらのごみは再生利用されるため、燃えるごみ・燃えないごみには混ぜないでください。分別すればごみの減量になりますので、ご協力をお願いします。

粗大ごみ

粗大ごみは事前に申し込みが必要です。粗大ごみ収集日の前日（土日祝日除く）の16時までに環境保全課へ申し込んでください。

テレビ・冷蔵庫・冷凍庫・洗濯機・衣類乾燥機・エアコン

これらは、家電リサイクル対象商品のため市では収集ができません。まずは購入先に引取りを依頼してください。購入先が不明又は廃業等で存在しない場合は、市の許可業者に引取りを依頼するか、指定引き取り場所へ自己搬入してください。

・許可業者

浦添市清掃事業協同組合 ☎87712750

浦添市大平1-1-19

※市では処理施設への直接搬入は原則受け入れておりません。計画的に指定の収集日に出してください。

■地球温暖化対策実行計画の報告について

環境施策推進室

（内線3221）

浦添市地球温暖化対策実行計画に基づく、平成25年度の報告書を作成しました。この報告書には、市の事務・事業に伴い排出される温室効果ガスの削減状況等について取りまとめています。詳しくは、市のホームページをご覧ください。また、環境施策推進室窓口でも閲覧できます。



▲ホームページはこちら

■浦添市小口資金融資制度休止のお知らせ

商工業課（内線3162）

浦添市では、市内で事業所を営む小規模事業者に対し資金を融資し、もって事業の合理化及び健全な育成とその振興を図ることを目的に

浦添市小口資金融資制度を実施してきました。しかし、国、県等の他の実施機関、民間金融機関の融資制度の多様化等により、新たに申し込む方が少なくなってきたことから、3月31日をもって制度を一時休止することにしましたのでお知らせします。なお、現在返済中の方々には影響が出ないよう配慮して参ります。

■平成27年度就学援助事業について

学務課（内線6515）

内容 経済的に困りのご家庭でも、お子さまが安心して義務教育を受けられるよう、公立の小中学校へ通う児童生徒の保護者を対象に「就学援助事業」を行っています。詳しくは学校を通してお知らせ通知を配布します。申請書の必要の方は、学校事務室または学務課にてお受け取りください。

援助内容

認定されると、学用品費・給食費・修学旅行費・医療費などの一部が援助されます。

※生活保護を受けている方は医療費と修学旅行費のみ。
対象 次の①～④のいずれかに該当する方
①現在、生活保護を受けている方
②生活保護を停止または廃止された方
③市町村民税が非課税の方
④生活保護世帯に準する程度に困窮していると認められる方

申込期間

・新規申請 4月7日（火）～30日（木）

・追加申請 5月1日（金）～12月28日（月）

※申請月の翌日より援助開始

■好評につき特定健診を市役所1階で行います！

健康づくり課 ☎94214750

期間 3月9日（月）～13日（金）、13時～16時30分
対象 30歳～74歳の国民健康保険加入者で、平成26年度（平成26年4月1日～平成27年3月31日）特定健診をまだ受けていない方

※予約不要です。

受診方法 平成26年度国民健康保険被保険者証持参

※自己負担額なし。

定員 1日60人

※当日はがん検診の実施はありません。